

漢唐間における良家の一解釈

片 倉 穰

【要約】 中国古代の身分制に関しては、従来幾多のすぐれた研究があり、その全貌がかなり明確となっているが、個々の具体的問題で、いまだに解明されていないものもないわけではない。本稿では、まず漢・唐間の文献に散見する良家という言葉を取り上げて検討を加えた。その結果、良家は一定の条件を具備した家柄を示す用語であり、その一定の条件とは大功以上の親にいわゆる七科の謫に該当する人物が存在しないことの確認できる家ということである。このように縦の系列でいえば、三世以上にわたって無疵の家の子弟・子女が良家の子として宮廷宿衛の官吏、あるいは後宮の宮人などに採択されたのである。また良家であるかいかということ、主として国家権力の側から問題とされているのであるが、そのことは必然的に民衆の間にある意識を生ぜしめていたのであって、この点は今後身分制の考察を深めていく上で一考を要することと思われる。 史林 四八巻六号 一九六五年二月

一 は し が き

漢代の文献を繙くと、そこにしばしば良家という言葉が見出される。それは、主として、「以良家子」後宮の宮人、太子の舎人もしくは近侍武官の羽林郎に採択されたという記録である。この場合まず注目されることは、良家の子が皇室と密接に係わる存在として記述されていることであり、したがって、良家という用語の意味を究明すること

は、中国の身分制を考察するうえで、けっして無意味だといえないと思う。

本稿では、そのような核心的な問題に接近する手がかりとして、良家なる言葉の意味について検討を加え、いざさかの卑見を述べることにする。

二 従来の解釈

さて、良家なる言葉は、いったいいかなる意味に使用さ

れているのであろうか。良家の概念・意味内容については、必ずしも明確な解答が与えられているとは思えない。

これに関するもっとも古い注釈は、三国・魏の如淳が行なったもので、如淳は漢書_{下八}地理志の一文、

漢興、六郡良家子選_二給羽林_一・期門、以_二材力_一為_二官_一、名将多出焉、

に注釈して、「医・商賈・百工は予るを得ざるなり」とし、さらに史記_{九一〇}李將軍伝にみえる良家に関する索隱にも、如淳の注を引用して、「医・巫・商賈・百工にあらざるなり」と解釈している。奴婢については兩者ともに言及していないが、商賈・百工が除外されているぐらいであるから、当然良家に入らない。如淳は、医・商賈・百工・奴婢などを除外したものを良家と定義しているのである。

降って、清の周寿昌は漢書注校補において、漢書_{五四}李広伝にみえる良家に、

漢制、凡從軍不_レ在_二七科_一謫内者、謂_二之良家子_一、

と明確に注解を加えた。いうまでもなく、七科の謫とは、漢書_六武帝紀・天漢四年春正月の条の張晏の注にいう

吏有_二罪_一、亡命_二、贅婿_三、賈人_四、故有_二市籍_一五、父母

有_二市籍_一六、大父母有_二市籍_一七、凡七科也、

の七科のことで、周寿昌はこれらの範疇に入らないものを良家というのである。周の場合も奴婢にはふれていないが、やはり除外して解釈されていたと考えてよからう。

一方、管子「問」篇に、

問_二郷之良家_一、其所_二取養_一者、幾何人矣、

とあり、唐の房玄齡は、これに「良家とは善く生を営み以て富を致す者」と注釈している。生業を営み財富を築いた富裕者の意味であろうが、このような解釈が管子のこの条にのみ通用するものか、あるいは漢代以後の文献に頻出する良家の意味に一般化できるものか検討する必要がある。

ところで、わが国において、良家はどのように解釈されているのであろうか。良家を主題とした論文がないので、従来、諸先学がそれぞれの論稿のなかで断片的にふれられたところを摘出して整理してみることにする。

まず、この問題を最初にとりあげられたのは鎌田重雄氏であったと思う。鎌田氏は、漢代の後宮の宮人に良家の子が数多く採択された事実に着目して、良家を検討された結果、如淳、周寿昌の説から「良家子とは、七科の謫内にあ

らざるものことで、換言すれば有罪の吏ならざるもの、商賈ならざるもの、奴婢ならざるもの、更に要約すれば官吏および農民であった」といわれた。しかしながら、良家は家全体を示す用語であって、けっして個人の身分を表現した用語ではない。したがって、このような解釈のしかたでは、良人の説明にはなり得ても、良家の説明として不充分なのではあるまいか。

つぎに宮崎市定氏は、漢代の官僚機構において、すべての人が一様に最下級の百石以下の少吏から出発したのではなく、いきなり三百石の郎官から出発することができた特権階級というべきものがあり、これは、最初から士たり得たものであって、そのひとつに六郡良家子があった。そして、この良家の起源は非常に古く、地方自治体の代表者であって、このような古い制度が六郡にのみ残っていたのか、または秦漢の対匈奴政策の必要上、復活したものであろうと述べられた。宮崎氏は、六郡の良家を士たり得た身分と考へ、しかもその淵源が古い中国の特権階級に端を發していると考えたが、その当否はともかく、六郡の良家をいわずに士身分と解釈されたことは注目に値する。しかし、良家

は六郡にのみあったのではなく、あまねく存在したのであったから、この解釈と一般の良家の関連が考察されなければならぬ。

ついで西村元佑氏は、必ずしも明確な定義を与えられたわけではないが、漢代の騎士を一般出身の騎士と良家出身の騎士とに區別すべきであるとして、良家には、将来、羽林・期門の近侍武官に任ぜられる昇進コースがあり、経済的には車馬を自弁し得るほどの階層である。このように、良家は一般騎士と比較して特権的な富裕者であるとされた。さらに福島繁次郎氏は、北周の時代ではあるが、北辺の良家の子を庶族ではなく名族の出身であるとされ、最近では西嶋定生氏が、鎌田氏の解釈を踏襲して、良家は良人もしくは良民の意であり、有爵者の資格あるものであって、必ずしも富裕なるものではなかったと述べられている。

以上の諸々の解釈を総括すると、良家を士もしくは士たり得る身分とするもの、七科の謫などの賤民を除いた一般庶民とするもの、富裕者と解するもの、などに要約できよう。しかしながら、士身分あるいは富裕者と理解されたときに、その考察の対象となったのは北辺の六郡の良家であ

った。したがって、そこから導き出された結論を漢代一般の良家の意味に普遍化することが妥当といえるかどうか。

また、鎌田氏は前掲論文で六郡の良家を自余の一般の良家と同一の意味内容をもつものと理解されたが、氏のように良家を七科の謫以外の農民・官吏と解して、家としての良家を蔽密に解釈できたことになるであろうか。

私は、良家を限定的に士的な身分として把握することに不満をもつと同様に、一般良民と解することにも少しく疑問を感ずる。ここでは、そのような疑問を解明するために、できるだけ広い範囲から史料を蒐集することに努めた。幸いなことには北朝に良家出身者の事例が若干存在するので便宜上はじめにそれを考察し、ついで漢代の良家出身者の問題に言及することにした。

① 鎌田重雄、「漢代の後宮」〔漢代史研究〕所収八六―八九頁。のち『秦漢政治制度の研究』にも収録

② 宮崎市定『九品官人法の研究』（八〇―八一頁）

③ 西村元佑『漢代の騎士』〔龍谷史壇〕第四四号一七八―一七九頁

④ 福島繁次郎『中國南北朝史研究』（一二二頁）

⑤ 西嶋定生『中國古代帝國の形成と構造』（二四六頁）、「中國古代奴婢制の再考察」〔古代史講座〕七所収一七三頁

⑥ なお、賀昌群氏が近著『漢唐間封建土地所有制形式研究』（三四二

頁）において、六郡良家の子を自由民の身分と解釈されている。

三 北朝良家の事例

南朝の史料には良家なる言葉がほとんど見出せないのであるが、^①北朝の文献、といっても魏書・周書に少しく散見できる。いま、魏書・周書にみえる良家出身者の事例を列挙して、その家系について検討を加えてみよう。

(1) 明元密皇后、杜氏魏郡鄴人、陽平王超之妹也、初以良家子、

選入太子宮、有寵生世祖、及太宗即位、拜貴嬪、〔魏書一三〕明元密皇后、北史一三同伝にほと同文、以下同じ

これは、良家の子の資格で後宮に採択された事例である。密皇后の家柄については、魏書八三杜超伝に、「杜超字は祖仁、魏郡鄴の人、密皇后の兄、少くて節操あり、泰常中、相州別駕となる。」とあるだけで詳細は明らかでない。姚徽元氏は、魏は孝文帝以前、皇后十九人みな胡族であるから、杜皇后もまた胡姓ではないかと述べており、^②北方系統の有力者の出身であったと想定される。魏書に良家出身の人名が明記されているのは、この一例だけであるが、周書には数個の事例を見出すことができる。

北魏王朝は、北方辺境防衛のために沃野・懷朔・武川・撫冥・柔玄・懷荒の六鎮を設置したが、この六鎮充実のため北族系貴族を大量に強制移住させた。^③ つぎに列挙する諸事例は、いずれも良家を武川鎮に移住させた記録である。

(2) 賀拔勝字破胡、神武尖山人也、其先与魏氏同出陰山、有
如回者、魏初為大莫弗、祖爾頭驍勇絶倫、以良家子鎮武
川、因家焉。(周書一四賀拔勝)

賀拔氏の家柄については、通志氏族略に、「後魏と同じく陰山に出づ、世々酋長たり、北人地を謂つて拔となし、その地を総有して人相賀し因つて以て氏となす、をいう。」とあつて、部族における酋長として土地を総有し、かなりの富裕な有力者であつたと推察できる。

(3) 寇洛、上谷昌平人也、累世為將吏、父延壽、和平中以良家子鎮武川、因家焉。(周書一五寇洛)

(4) 趙貴字元貴、天水南安人也、曾祖遼魏庫部尚書臨晉子、祖仁以良家子鎮武川、因家焉、貴少穎悟、有節槩、魏孝昌中、天下兵起、貴率鄉里、避難南遷、(周書一六趙貴)

この二例は、ともに官僚の家柄であり、趙貴にいたっては、武川鎮に移住して以後、郷里を引率するほどの勢力を發揮

しているが、このような豪族の勢力は移住以前から保持していたに相違ない。寂洛・趙貴は北族系であろうが、どの人種に属するかを判断する明確な材料はない。^⑤

(5) 独孤信、雲中人也、本名如願、魏氏之初、有三十六部、其先伏留屯者、為部落大人、与魏俱起、祖侯尼、和平中以良家子、自雲中鎮武川、因家焉、父庫者為領民酋長、少雄家有節義、北州咸敬服之、(周書一六独孤信)

姚徽元氏は、独孤氏について通志、姓纂の漢人説を否定し匈奴族と推定されている。いずれにしても、部落大人、領民酋長とあるようにその地域における指導的な、富裕な家であつたことには相違あるまい。通志氏族略には、「貴人を以て武川に鎮す」とあつて、良家の代わりに貴人の用語を代置しているが、北族系貴族が発展する後世においてならいざしらず、遷徙当時において貴人なる用語は一般的に使用されていない。独孤氏は、この場合あくまでも良家の資格で武川に鎮したのである。

(6) 侯莫陳崇字尚樂、代郡武川人、其先魏之別部、居庫斛真水、五世祖曰太骨部侯、其後世為渠帥、祖允以良家子鎮武川、因家焉、(周書一六侯莫陳崇)

侯莫陳は鮮卑部落の名称で、その指導者がのちに部落名を自己の姓にしたといわれ、また、「世々渠帥」とあることから、政治的・軍事的にかなりの家柄であったことがわかる。

(7) 王盟字子忤、明德皇后之兄也、其先業浪人、六世祖波、前燕太宰、祖珍魏黃門侍郎、贈并州刺史業浪公、父麗伏波將軍、以良家子鎮武川、因家焉、（周書二〇王盟）

王盟の家は六世代まで家系を溯ることが可能で、代々官僚を生んだ由緒ある家柄である。

(8) 賀蘭祥字盛樂、其先与魏俱起、有紇伏者、為賀蘭莫何弗、因以為氏、其後有以良家子鎮武川者、遂家焉、父初真少知名、為鄉閭所重、（周書二〇賀蘭祥）

賀蘭氏は匈奴族で、莫何弗とは北方における酋長の呼称である。魏書八三賀訥伝に、「その先世世君長たり、祖の紇はじめ国に勲あり」とあり、勲功高い酋長の家であったことを示している。

(9) 李穆字頭慶、自云、隴西成紀人、漢騎都尉陵之後也、陵没匈奴、子孫代居北狄、其後隨魏南遷、復歸并隴、祖斌以都督鎮高平、因家焉、（隋書三七李穆）

この史料には李穆が良家出身であると明記されていないが、周書三李賢伝に李穆の兄の李賢が、「斯土の良家、勲德兼著」と評価されているから、李氏を良家と判定してさしかえあるまい。同じく李賢伝によると、曾祖父は寧西將軍、祖の斌も都督であったとあり、李陵の後裔という記載の信憑性はともかくとしても、由緒ある官僚家であったと考えられる。

右の諸事例によると、北朝において良家と呼称されている家の多くは、有力な官僚家である。そして、(5) 部落大人、領民酋長、(8) 莫何弗として、(4) 郷里を引率し、(8) 郷里の尊敬を受ける指導層もあった。かれらは、経済的には(2) 土地の総有などに基づく財富の蓄積によって、郷里を指導する富裕層であった。北魏王朝は、このような階層を良家として武川鎮へ強制移住させたのであろう。すなわち、富裕な良家の部族成員にたいする掌握力とその経済力が辺境防衛に利用されたといえる。魏書九肅宗紀正光五年八月丙申の詔に、「高祖孝文皇帝（中略）良家酋帥を選び朔垂を増成す」とある良家は、以上のような階層を表現した用語であろうと思う。しかしながら、諸事例の良家に富裕者が多いのは、

北魏の辺境防衛政策の必要上、良家の富裕層が多数徴発されたためであつて、良家が富裕者を意味するということがはならない。この点については改めて次節で検討したい。

つぎに、北朝の良家出身者を検討して注目されるのは、そのすべてが北方民族であるということである。北魏は鮮卑族であるから鮮卑族のみが良家たり得たかという、必ずしもそうとはかぎらず(5)・(8)匈奴・(7)高麗であっても良家と呼ばれることがあつた。これを要するに北魏ではいかなる北方民族であつても、一定の良家たり得る条件さえとのえば、良家たり得たのである。これに反して、中国人で良家といわれた事例が皆無であるので、中国人は良家の範疇に入らなかつたのではないかという疑問がわく。たしかに、魏書二三官氏志

建国二年、初置左右近侍之職、無常員、或至百数、侍直禁中、伝宣詔命、皆取諸部大人及豪族良家子弟、儀貌端嚴機弁才幹者、心選。

および、同書同志

天賜四年五月、増置侍官、侍直左右、出内詔命、取八国良家、代郡・上谷・広寧・雁門四郡民中年長有器望者充之^①

にみえる良家は多分鮮卑族をさすと思われるが、少なくとも漢民族ではあるまい。また、魏書二四積老志

承明元年八月、高祖於永寧寺、設太法供、度良家男女為僧尼者、百有余人、

あるいは、周書二齊煬王憲伝において、憲が任城王潜に与えた手紙のなかで、「かの宿将、旧臣、良家、戚里俱に榮寵に升起云々」とある良家も胡族であつて漢民族は含まれていないと解釈しても通じないわけではない。ただ事例(9)の李穆は漢の李陵の後裔とあるが、これも李穆の自称するところであつて、きわめて信憑性に乏しい。このように考えてみると、北朝王朝のいう良家には漢民族を含まなかつたのではないかという推定も成り立たないわけではない。しかし、断定的な結論を下すには史料が不足しすぎているので、ここでは問題を提起するにとどめておく。漢など中国人の王朝がいう良家には異民族は除外されていたことであらう。

- ① 南朝文献には、宋書五四孔季恭伝、宋書五九末尾史臣の言にみえる。
- ② 姚徽元『北朝胡姓考』(二一九頁)
- ③ 内田吟風「北朝政局に於ける鮮卑及諸北族系貴族の地位」(『東洋史研究』一卷三号、『匈奴史研究』所収)

事例は、明らかに郡国の吏民豪富を強制的に杜陵へ移住させた場合である。

(13) 虞美人者、以良家子、年十三選入掖庭、(統漢志曰、美人父詩為郎中、詩父衡屯騎校尉)、(後漢書一〇下順烈梁皇后)

虞氏もまた官僚の家柄で、その家系は祖父の代まで溯って明らかにすることができぬ。

(14) 桓思竇皇后諱妙、章德皇后從祖弟之孫女也、父諱武、延熹八年鄧皇后廢、后以選入掖庭為貴人、其冬立為皇后、(後漢書一〇下桓思竇皇后)

この記事には、良家の子であるが故に掖庭に採択されたという記述はないが、後漢書五六陳球伝と後漢書五六陳蕃伝に竇氏が良家と呼ばれているから、良家と考え事例の一つとして挙げておく。皇后の父・竇武は後漢書六九竇武伝によると、安豊戴侯融の玄孫、父の奉は定襄太守、武は、「經行を以て称せられ、名を関西にあらわす、」とあって、高級官僚の後裔で地域社会においてもかなりの家柄であった。

(15) 王美人趙國人也、祖父苞五官中郎將、美人豊姿色、聰敏有才、明能書會計、以良家子応法相、選入掖庭、(後漢書一〇下靈思何皇后)

これも祖父が五官中郎將であったことから、官僚を出した士に属する家柄であったことがわかる。

(16) 順烈梁皇后諱嬀、大將軍商之女、恭懷皇后弟之孫也、后生有光景之祥、少善女工、好史書、九歲能誦論語、治韓詩、大義略舉、(後漢書一〇下順烈梁皇后)

この伝にも、梁皇后が良家の子であったとの記述はないが、後漢書四四胡広伝に、「梁貴人良家の子を以て定立して皇后となす、」とあるので良家と認定した。富裕な官僚であったようである。

(17) 董卓字仲穎、隴西臨洮人也、桓帝末、以六郡良家子為羽林郎、(卓別伝曰、卓父君雅為潁川輪氏尉、生卓及弟曼、故卓字穎、曼字仲叔穎)、(後漢書七二董卓)

董卓の家系については、三国志六董卓伝所引の英雄記にも、「卓の父君雅、微官より潁川輪氏尉となる、」とあって、士の身分に属した。周辺の豪帥と交渉をもちながら、野にあっては生産に従事するなど、豪族的な有力者でもあったと思われる。

以上で、漢および北魏を中心に良家出身者の諸事例に検討を加えたのであるが、それによって良家というものは、

「以良家子云々」とあることからみても、けっして一般庶民と解し得るようなものではなく、明らかに一定の条件を具備した由緒ある家柄をさす用語であると考えられる。

事例を検討してまず注目されねばならないことは、良家の資格の有無がいかなるときに問題となっているかということである。第一は後宮に宮人を採択する場合である。これについては、後漢書一〇上皇后紀の序文に

漢法常因八月筭人、遣中大夫与掖庭丞及相工、於洛陽鄉中、閱視良家童女年十三以上二十已下姿色端麗合法相者、
載選後宮、扱視可否、乃用登御、

とあつて、後漢時代には良家出身の子女であることが、後宮に採択されるための一つの条件となっている。この制度は、すでに鎌田氏が述べられた如く前漢においても同様に行なわれていたことであろう。^② 第二には、趙充国・甘延寿・董卓の場合のように、宮廷に近侍する武官に良家出身者が採用されている。それに関しては、統漢志五百官志に、

羽林郎比三百石、本注曰、無員、掌宿衛侍從、常選漢陽
隴西安定北地上郡西河凡六郡良家補、

の記事があり、いわゆる六郡の良家から羽林郎に選拔され

たとあるが、前掲の漢旧儀によれば、三輔の良家からも採択されている。そして、かようなことがひとり漢代にのみかぎらず北魏においても行なわれたことも、前掲史料によって示した通りである。第三には、事例ではみられないが、統漢志二百官志に、

太子舍人二百石、本注曰、無員、更直宿衛、如三署郎中、
（漢官曰、十三人選良家子孫）

とある如く、太子に近従して宿衛を掌る舍人を良家から選定している。このほかに、北魏六鎮の設置に際して良家が多数強制移住させられており、漢代においても、⁽¹⁰⁾ 李広のように良家で従軍防衛にあつたこともあつた。

このように考えてくると良家というものは、皇室もしくは国家を防衛・擁護する役割を果し、日常皇室と接近する職務につくわけであつて、権力と密接に係わり合う存在なのである。皇室あるいは国家との関連において良家の資格が問題とされているからには、良家がけっして漠然と使用されているのではなく、国家の規定した一定の条件を具備した家柄を示す身分的用語であるとの確信をさらに強くもつのである。

そこで、良家たり得る条件が問題となるのであるが、列挙した諸事例によると、良家に官僚の家柄が多く、社会的には郷里もしくは地域の豪族的な指導層・富裕層が多数を占めていることがわかる。

まず、良家と富裕層との関連についてであるが、前掲の管子「問」篇の良家なる用語に、房玄齡が、「善く生業を営み以て富を致す者」とし、生産活動を通じて財富を獲得した富裕者もしくは豪族と解釈した。なるほど、文献のなかにみえる良家に富裕者が圧倒的に多いことは明らかであるが、^③そのことから良家を富裕者の意と定義づけることには躊躇せざるを得ない。史記四九竇太后伝に、

竇太后、趙之清河觀津人也、呂太后時、竇姬以良家子入宮侍太后、(中略)、竇皇后兄竇長君、弟曰竇広国少君、少君年四五歳、家貧為人所略売、其家不知其処、とあり、晋書三九王沉伝附子浚伝にも、

浚字彭、祖母趙氏婦良家女也、貧賤出入沉家、遂生浚、という記事があつて、良家であるにも拘らず貧賤であつたことを示している。このことから、財の蓄積の有無でもつて良家を規定することは無理な解釈といわざるを得ず、^④

たがって、房玄齡の注釈を良家の意味として一般化することは妥当ではないと思う。

また、事例の良家の先祖に官僚が圧倒的に多いことから、良家とは士籍の家を意味するのではないかと考えられないでもない。しかし、それならば如淳が良家に注釈するにあつて、何故、士身分について一言もふれなかつたのかが検討されなければならない。三国志九曹真伝には、

(曹爽)又私取先帝才人七八人、及将吏・師工・鼓吹・良家子女三十三人、皆以為伎楽……

と、将吏と良家が並記されていることから考えても、良家を士籍の家と定義するのは、いささか無理な解釈のように思える。

① 福島氏は前掲書(一七一頁)で、趙充国について、「けだし天水西界の著姓である趙族は、秦漢には、すでにこの地に定着して良家の名が高いが、後漢に至って、大姓豪族として發展したのではないか。」と述べておられる。

② 鎌田重雄、前掲論文。もちろん、三国以後も良家の子女を後宮に採択したことであろう。晋書三二后妃伝上の序文、晋書三一胡貴嬪伝泰始九年の条。

③ 漢旧儀(孫星衍・漢官六種)、「中郎将一人、施鹿頭、属羽林、從官七百人、取三輔良家子、自給鞍馬、居延漢簡(考釈六六頁、四〇・六甲編二八八)「坐死、良家子自給車馬、為私事、論疑它不殺、書

到相二千石以下従吏母^①通品、刺史禁督且察^②母状、各如律令、良家の子弟に鞍馬・車馬を自給させていることから、この場合の良家が車馬を自給し得るほどの富裕な家であったと考えられる。

④ 漢代の初め、十金の貨すなわち十万銭(景帝以後四万銭)の貨産を所有する家を中家と称し、これ以上の家から官吏を選定したことがあった。これは良家とは別個の用語である。西田保「漢の中家の産に就いて」(『加藤博士還暦記念、東洋史集説』所収)

五 良家の解釈

前節において、秦漢から北朝における良家は国家権力と不可分に結びつき、一定の条件を具備した家柄を示す身分的用語であると結論するにいたったが、本節では、改めてこの良家たり得る一定の条件が追求されなければならない。

ところで、良家が国家権力と密接に係わり合う存在であるかぎり、反体制・反国家の行動をとったならば、当然良家の範疇に入るはずがないと考えられる。この意味からすれば、すでに掲げたように如淳が「医・商賈、百工」以外の一般庶民を良家といい、周寿昌が七科の謫すなわち(1)吏の罪を犯したものの、(2)戸籍より脱漏しているもの、(3)贅壻と呼ばれる債務奴隸的なもの、(4)商人、(5)自己がもと商人であったもの、(6)父母が商人であったもの、(7)祖父母が商

人であったもの等のいわば賤民扱いを受けたもの以外の庶民・官吏を良家と規定したことは、一応納得できることである。いまこのことに関して、若干の補足的説明を加える。まず、医・巫・商賈は、すでに前漢において市籍に登録され市租を納入していたと考えられている^①。このように、かれらは国家権力に把握されていたのであるが、一般庶民並みの扱いを受けたわけではなく、身分的に低いものとされ、^②具体的にいえば原則的に官吏となることはできなかった。商賈などが身分的に低位に位置づけられたのは、いうまでもなく当時の基本的な生産である農業生産から逸脱していたからにほかならず、基本的な生産を農業におく権力にとつて、いわばその生産体制の外側に位置する巫や商賈を良家の範疇に入れることはあり得ないことであった。

さらに、七科の謫のうちの(1)吏の罪を犯したものの(2)亡命すなわち戸籍より脱漏しているもの(3)贅壻もまた良家と呼ばれなかったことについては、具体的な事例が存在しないのであるが、ただ後漢書^③岑暉伝に、

岑暉字公孝、南陽棘陽人也、父像為南郡太守、以貪叨誅死、暉年少未知名、往候同郡宗慈、慈以有道見徵、賓

客満門、以唾非良家子不肯見、

の記述がある。この記事は、岑暉が宗慈に会見しようとしたとき、岑暉の父がもと太守であったにも拘らず罪を得て誅死したが故に、良家の子でないとして会見を拒否されたという意味内容であつて、官吏で罪を犯したものが出た家は良家と呼ばれなかつたことを示す具体例である。良家の子でないとの理由で、宗慈とかれを圍繞する賓客の集団から疎外されていることは、特に注記する必要がある。それは良家であるかないかによって国家から異なる取扱ひを受けたばかりではなく、民衆相互においても差別する意識が存在していたことを表わしている。権力が良家にあらざるものを差別することによって、民衆の意識のなかに、良家と非良家を区別する傾向が生まれていたのであろう。

宣帝朱皇后、名満月、呉人也、其家坐事、没入東宮、帝之為太子、后被選掌帝衣服、帝年少召而幸之、遂生靜帝、(中略)、后本非良家子、又年長於帝十余歲、疎賤無寵、以靜帝故特尊崇之、

これは周書卷九宣帝朱皇后伝にみえる記事であるが、事に坐して東宮に没入されたことがあつたために良家の子と呼

ばれなかつた事例である。朱皇后の家系が明確ではないので、七科の讒の(1)吏の罪あるものに該当するかどうか不明であるが、たとえ、もと官僚ではなく一般庶民であつたとしても、罪を犯した場合は当然良家であり得なかつたと考えられる。だから、周壽昌が七科の讒にあらざるものと規定した以外に、一般庶民で犯罪者を出した家も良家と呼ばれなかつたことを追加しておく必要がある。

亡命および贅婿については、良家との関連を示す具体的な史料が存在しないのであるが、贅婿は礼に悖る恥ずべき行為で犯罪者と同様に見做されていた。この礼的秩序を乱す行為であるが故に、漢書七二貢禹伝に、

禹又言、孝文皇帝時、貴廉潔賤貪汙、賈人贅婿及吏坐戚者、皆禁緇不得為吏、

とある如く贅婿は貪汙なる行為とされ官吏になることができなかった。官吏となる資格のないものが良家の子弟であるわけではないから、贅婿を出した家はとうてい良家たり得なかつたと思われる。さらに、亡命は戸籍から離脱逃走することであり、そのことは国家権力の把握から脱却し現存の秩序に反抗する行為を意味する。そのような意味におい

て亡命は良家の範疇に入れられなかったと思う。まことに、犯罪者、贅壻および亡命はいずれもその共通的性格として現実の秩序をなんらかの形で混乱させる行為なのである。

農業を主軸とする基本的生産体制の外側に立つ巫・商賈および百工、そして現実の秩序の否定的な行為者としての贅壻、亡命、犯罪人、かような人々は体制に反し秩序に順応しないという意味において当然良家の範疇に入らない存在であった。

ところで、再三述べるように良家とは家柄を表示した言葉であって、「以良家子……」とあるのは、本人の所属する家が良家であることを述べたものである。したがって、かりに本人が七科の讒に無関係であったとしても、その家族のうちから七科に該当するものが出た家は良家といわれないことになる。そこで問題となるのは、家族もしくは宗族のどの程度の範囲から、七科の讒に該当するものが出た場合良家であり得なくなるのであろうか。また、一度良家たり得る資格を失った家は永久に良家でなくなるのであろうか。良家であるための一定の条件を追求するためには、このことを看過してはならないと思う。

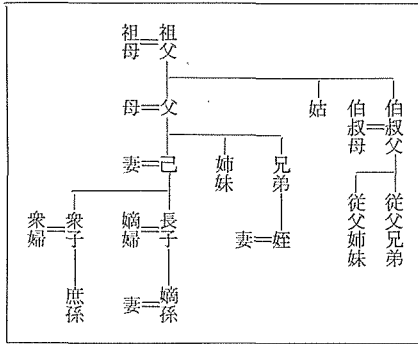
七科の讒のうち、(1)吏の罪あるもの(2)亡命(3)贅壻(4)賈人(5)もと市籍あるもの、の五科は本人自身がそうである場合を示し、(6)父母市籍あるもの(7)大父母市籍あるもの、は本人が商人でなくて祖父母・父母が商人であった場合を述べたものである。これによると、たとえば曾祖父以前に市籍に登録されていたとしても、七科の讒には属さず差別的処遇を受けなかったといえる。すなわち、かつては商人として市籍に登録されていたとしても三世代にわたって商人が出なかったならば、その家は通常の庶民として取り扱われたということである。この三世の觀念は、じつは良家の解釈のために重要な意味をもつものと考えられる。しかし、その解答を漢代の文献によって求めることはできないので、多少の問題はあるが、唐代の史料を援用しながら考察を進めていくことにする。

唐の開元令によると、^⑦

諸官人、身及同居大功已上親、自執工商、家專其業、不得仕、其旧経職任、自解黜、必有事用者、三年之後聽用、

の規定がある。この令の冒頭の節は、「身及び同居の大功

大功親



已上の親」とよむのが正しいと思われ、したがって、この令の意味は身および同居の大功以上の親のなかに商工業に従事するものが存した場合、官吏になることができなかつたということであろう。ここでいう同居とは、唐の名例律「同居相為隠」の条の疏議にいうように、籍の異同には関係がなく同財同居の意味であろうから、分財別居した大功以上の親は、一応この令の規定から除外されたと考えられる。大功以上の親とは喪服九ヶ月以上で、その範囲は別表に掲げる通りである。この「身及び同居の大功已上の親、

自ら工商を執る」こそ、漢代・七科の謫の(4)(5)(6)(7)に相応するもので、いずれも三つの世代のうちに商工業者が出た家からは官吏を採用しないという原則が貫かれていた。家族の広がりについて、大功

以上と小功以下で一線を画する考え方は伝統的にあり、この一線を破る行為にたいしては批判がなされたのである。^⑧ところで、同じ開元令につきのような令もある。

諸類狂醜酒、皆不得仕侍衛之官^⑨

仁井田陞氏によれば、「令集解によれば、永徽令には日本選叙令『及父祖子孫被戮』に相当する一句が『類狂醜酒』の次にあつたが、開元令は宮衛令との重複を避けてそれを省いたと思はれる」^⑩とあり、父祖子孫が殺戮された場合も宮中侍衛の官吏になれないという規定のあつたことがわかる。この場合の、「父祖子孫」は、日本では二以上の親となつてゐることから、祖父、父、子、孫の意味に解してさしつかえないと思われる。また、日本の「宮衛令宿衛近侍条の集解によると、

但選叙令云、父祖子孫被戮者、皆不得任侍衛之官、既知、伯叔兄弟被戮、不得任侍衛之官、檢宮衛令、伯叔兄弟亦不得任之、二令難會、但檢唐令選叙令文並無也、唯此法新載、是以相舛、推理言之、伯叔兄弟亦不得任、是為長、

とあり、祖父子孫が殺戮せられたときは、伯叔兄弟まで侍

衛の官吏になれないとしている。唐令にはこれに関する規定がないが、右のような趣旨は、おそらく唐代にも行なわれていたのではなからうか。私は商工業の場合と同様に、死罪囚をだいたい大功以上の親族から出した家からも、宮廷侍従の官吏を出し得なかったと敷衍できるのではないかと思う。このように、大功以上の親に商工業者、死罪囚の存在しないことが、一般官吏、宮廷近侍の官を採用する際の必要条件とされたのであろう。唐代においても、やはり良家の子女を宮人に採用したことは、たとえば、旧唐書五三代宗睿真皇后沈氏（新唐書七七同伝）に、

吳興人、世為冠族、父易直秘書監、開元末、以良家子選入東宮、

とありまた同書五三順宗莊憲皇后王氏（新唐書七七同伝）にも、琅邪人、曾祖思敬、太子賓客、祖難得贈潞州都督、封琅邪郡公、父顔金紫光祿大夫衛尉卿、后幼以良家子選入宮、為才人、

との事例が示す通りである。この良家こそ、大功以上の親に欠陥をもたない家であったはずである。

この唐の規定が、その通り漢代に行なわれていたと考え

るのは無理としても、良家の用語を解釈するうえで充分参考になるものと思う。唐令の「同居の大功已上の親」が商

工業を営むとき官吏になれないというのは、漢代の七科の隨(4)(5)(6)(7)の場合がそれに相当する。祖父母、父母、自己の三世代において市籍に身を置くものがいたときは七科の謫民として、一般庶民の低位に位置づけられる。この祖父母が実は大功親の上限であるから、かような違反者を大功以上の親の範囲から出せば、いわば疵ある家として良家の範疇に入れられなかった。これを横の關係でいえば、従父兄弟以内ということであるが、縦の系列でいえば自己を中心に祖父母から孫にいたるまで無疵であった場合、良家と呼称された。したがって、極端に考えれば曾祖父がなんらかの違反を犯したとしても、その後三世代にわたって無疵であれば良家たり得る一定の最低の条件を具備したことになる。事例(9)の良家・李穆は漢の騎都尉・李陵の後裔であるという。ところが、この李陵は匈奴に降ったために、前漢の武帝の怒りにふれて族誅されたので、隴西の士大夫は李氏を以て恥としたという。このような李氏は良家たり得ないはずであるが、数世代を経過して再び良家に復活して

いる。この事例は三世代以上を無疵で閲すれば良家たり得るといふ解釈を補強する史料とならう。周寿昌が「七科の誼内に在らざる者、これを良家の子という」といったのは、大功親という一定の親族の範囲内から、七科の誼に該当するものが出なかつた家を良家と呼ぶという風に解釈すべきであろう。なお、この大功親を同居の大功親に限定すべきか別居を含めて解釈すべきかについては、後日の検討のため保留しておくことにする。

以上の考察を要するに、良家とは三世代にわたつて換言すれば大功親以上の範囲から、巫、医もしくは七科の誼を一人も出さなかつた完全無欠の家をさす言葉なのである。

良家として評価されるためには、自己を中心として大功親以上の範囲に欠陥のないことが明確に判明できる家柄でなければならぬであろう。少なくとも本人の父母以前の家系すら不分明な場合は、良家とは呼ばれなかつたと思ふ。かかる意味において、良家が皇室・国家権力と密接に関係し信用された家柄であることが理解されるのではなからうか。

良家は家柄を表示する言葉なのであるから、良人あるい

は良民と同一の意味とする見解には同意できない。なぜなら、良家であれば所属成員はすべて良人であるが、良家でもなくともその成員のなかに良人が存在し得るはずだからである。

- ① 平中岑次「漢代の營業税と占租に就いて」、《立命館文学》八六
- ② 増淵龍夫「漢代における巫と俠」、《中国古代の社会と國家》所収
- ③ 仁井田陞「中国法制史研究」奴婢農奴法（二六五—二七一頁）
- ④ 仁井田氏は前掲書・同条注（2）に常州府志九・風俗を引用され、「贅婿非礼也、田野之夫或偶行之、士大夫則断有所不可……」とある。
- ⑤ 後漢書六七賈彪傳、「初仕州郡、孝廉補新息長、小民困貧、多不養子、彪敢為其制、与殺人同罪」贅婿の記事ではないが、贅婿が犯罪的行為と意識されていたことを想像させる。
- ⑥ 亡命に關しては、漢書三三張耳伝師古注、史記八九張耳伝索隱注、
- ⑦ 仁井田陞「唐令拾遺」（二九四頁）
- ⑧ 後漢書六七党錮傳の序文に、熹平五年党人を彈圧したが、それに連累するものが斬衰・齊衰・大功・小功・總麻の五属に及んだとき、「上祿長和海上言、礼從祖兄弟別居異財、恩義已輕、服屬疎末、而今党人錮及五族、既乖典訓之文、有謬經常之法、帝覽而悟之、党錮自從祖以下、皆得解積」とある。また、唐律の謀反大逆の縁坐範圍も大功以上の親であることから考えても、大功以上と以下は區別されていたものと思ふ。
- ⑨ 仁井田陞、前掲書（九五頁および二九四頁）
- ⑩ 二等以上の親と解釈するについては、日本の宮衛令、令集解一七選叙令「癡狂醜酒」の条の穴説に引く宮衛令による。また、令集解一七選叙令、「凡癡狂醜酒、及父祖子孫被讞者、皆不得任侍衛之官」

の注に、「此祖係者、不_レ及_レ曾高曾玄也」とあって、祖父・父・子・孫をさすことが明らかである。

六 ま と め

本稿では良家という言葉の意味を説明するために、まず漢から北朝にかけて良家出身者の諸事例を検討した結果、國家によって信頼され、一定の条件を具備した家柄であると想定した。そして、この権力によって規定された一定の条件を求めるために如淳と周寿昌の注釈を再検討したが、基本的には両者の説に依拠しつつ、つぎのように結論するにいたった。

農業を主軸とする生産関係があり、その関係を体制として維持するための秩序が設定されている社会においては、巫・医および七科の誼はすべて反体制、反秩序の行為となる。良家とは、このような巫・医・商賈・贅壻・犯罪人などの人物を、少なくとも大功親以上の親族から出さなかった家柄をいう。大功親は縦の系列でいえば自己まで三世代をさすことになるから、文献に「以_レ良家子云云、」とある場合、祖父母・父母・自己の三代以上にわたって無疵の

家の子弟という意味であろう。より厳密に言えば、大功親以上の親族に違反者が存在しないことを確認できる家柄でなければならない。このような無疵の家を良家と呼んで、その子弟を宮廷宿衛の官吏に採用し、またその子女を後宮の宮人に採択したのである。そして、このような良家は國家権力との関係において問題となるだけではなく、民衆相互の人間関係において一種の疎外現象・差別意識を生んでいた。この意味で、中国古代の身分制度を考察するときは無視できぬ問題を提示していると思う。

また、良家なる用語は南朝ではほとんど使用されなくなつて、名家という表現がこれに代わるようになるのにたいして、北朝ではむしろその伝統が継承されている。この点についても、もはや語句の解釈の段階では解決できず、別の視角を設定して説明するべきであると考ええる。

本稿は、もともと漢代の良家を解釈するべく意図したのであったが論証の過程では唐代にまで説き及ぶこととなった。その間、多くの推論を重ね随所に誤謬を犯していることと思うが諸先学のご叱正、ご教示を願う次第である。

Some Problems of Cultivation in the *Heian* 平安 Era

by

Akira Yoshida

The *Heian* 平安 period is the transition period from the nationwide and large scale cultivation indicated by the enforcement of *Jôri* 条里 system of the *Ritsuryô* 律令 state to the small scale cultivation under the manorial system. At that time the main object of cultivation was *Tashiro* 田代 left as an inheritance of *Jôri* system and wasteland continuously reproduced organically, both were comparatively easy to cultivate. To these objects of cultivation, general peasantry is suitable, and this continuous cultivation strengthens their right of land as a *Jiden* 治田 owner and also their class progress by their settlement in each area, which largely regulates the cultivation of manorial lords, *Kokuga* 国衙 as well as residents of influence.

In this article, aspects of the cultivation in this time are mainly considered from these points of view.

An Interpretation of *Liang-chia* 良家 between *Han* 漢 and *T'ang* 唐

by

Minoru Katakura

There have been many splendid works on the social standing system in the ancient China, which they explained in its good entirety, though each concrete problem was not fully explained.

In this article, the word *Liang-chia* 良家 will be examined, found here and there in the documents between *Han* 漢 and *T'ang* 唐, which shows that the word *Liang-chia* means the lineage with a certain condition that there can be certified no person above *Tai-kung* 大功 who comes under the *Chê* 讎 of *Ts'i-k'o* 七科. Thus sons and daughters of the family innocent over three generations in the longitudinal lineage could be officials of court or court ladies of harem as members of *Liang-chia*. Whether a person be of *Liang-chia* is mainly considered

from the side of state power, which occurred a certain consciousness among people as a necessary consequence. This is very important in researching further problems of the status system.

Entering of *Ts'ê-wang A-la-pu-t'an* 策旺阿喇布坦

by

Hiroshi Wakamatsu

There were many unknown problems about the administration of *Ts'ê-wang A-la-pu-t'an* 策旺阿喇布坦 who opened the golden age of the *Dzungar* 準噶爾 kingdom, so-called the last nomadic kingdom in the northern Asia and struggled for hegemony against *Ching* 清 dynasty in vain. In this article, explaining the process that he became a great enemy of Borotara in Ili country against previous king *Galdan*, we also present the fact that *Ts'ê-wang A-la-pu-t'an* 策旺阿喇布坦, acceded to the throne for *Galdan*, intervened in the Volga-Kalmuk riot since 1701, and succeeded in the establishment of monarchy by sharing its defrauded ten-thousand people among his ruling class *zaisang* 宰桑 in 1704.

The Formation of Alexander's Empire and the
Greek World: An Essay on the Political
Background of the "Exile Decree"

by

Akira Ohmuta

In the last phase of establishing his empire, Alexander, intending to achieve the unification of his rule over the Greek cities, issued two important edicts in 324 B. C., ordering them to receive back many exiles (amounting over 20,000) and requesting for his deification. He is said to have aimed by the former to remove the danger to security involved in the homeless men, whose exodus had been caused by the bitter faction-fights and their economic decline. In this article an attempt has been made first of all, to illustrate some of the characters